

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 9 月 1 日～令和8年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3 年 9 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3 年 9 月～ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底

目標2：所定外労働時間の削減をする

<対策>

- 令和 3 年 12 月～ 社員への実態調査
- 令和 3 年 12 月～ 仕事と生活の調和をすすめるため、所定外労働時間削減をテーマに業務の見直し等の協議をする
- 令和 4 年 1 月～ 社員へ周知徹底